

議案第 104号

西脇市土づくりセンター条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市土づくりセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日

西脇市長 片山 象三

(理由)

指定管理者による管理の期間を変更し、施設の管理運営を安定的かつ効率的に行うため。

西脇市土づくりセンター条例の一部を改正する条例

西脇市土づくりセンター条例（平成20年西脇市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間) 第12条 指定管理者が、センターの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して<u>5年間</u>とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間) 第12条 指定管理者が、センターの管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して<u>3年間</u>とする。ただし、指定期間満了後の再指定を妨げない。</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。